

令和4年度事業計画

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

I. 事業方針

令和2年1月、国内において初めて新型コロナウイルスの感染が確認されてから、令和3年度末までの間、国内で感染が確認された人は600万人を超え、4度にわたる緊急事態宣言、3度にわたるまん延防止等重点措置が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症に翻弄される日々となり、社会・経済、さらには、人々の生活様式等にも大きな変化がもたらされるところとなった。

令和4年度においては、ワクチン接種等によりコロナとの共生が進む中で、感染対策に万全を期し、社会経済活動の再開・継続を図るとともに、公的支出による下支えのもと、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくことが期待されている。

しかしながら、原材料価格の高騰等を受け、値上げの波は、食品・日用品や建設鋼材など幅広い範囲に及んできているとともに、ウクライナ情勢の緊迫化や円安の影響等、さらには、オミクロン株の亜種「BA.2」への置き換えによる新型コロナウイルスの感染再拡大などが懸念される状況である。

このように、今年度の社会・経済の動向には不透明な要素も多く、牛乳・乳製品市場も不確実性の高い状況に置かれているが、当協会においては、引き続き、新型コロナウイルス関連情報をはじめ、雇用・経済などに係る施策の情報把握に努め、会員への情報提供に努めていくこととする。

また、当協会の事業については、新型コロナウイルス感染症による影響が見通せない中ではあるが、関係団体とも緊密に連携を図りながら、オンライン形式による開催も含め、定款に定める下記事業項目の効果的かつ効率的な執行に努めるとともに、学校給食用牛乳供給事業については、安全・安心な牛乳を安定的に供給することを基本方針に置き、取り組んでいくものとする。

- 1)牛乳に関する知識の普及・啓発、及び牛乳の飲用促進に関する事業
- 2)牛乳衛生と乳質改善向上に関する事業
- 3)学校給食用牛乳の供給に関する事業
- 4)牛乳の流通改善及び流通機構の合理化と需給調整に関する事業
- 5)牛乳に関する統計・調査に関する事業
- 6)飲用牛乳の品質・表示に対する公正規約の遵守に関する事業

II. 事業計画

1. 牛乳・乳製品の消費拡大

一般社団法人 J ミルク及び一般社団法人日本乳業協会が主体的に取り組んでいる牛乳・乳製品の消費拡大のための各種施策や牛乳飲用拡大運動に積極的に参画するとともに、「牛乳の日」及び「牛乳月間」のイベント等への協力に努める。

また、会員企業は独自の新商品開発やホームページ等によって消費拡大に努めるとともに、協会としても、中央団体が実施するブロック会議等への会員の出席を働きかけるなど、様々な機会をとらえて、乳業界一体となった消費拡大に向けた意識の共有化を図る。

2. 衛生管理の徹底と安全管理の構築に向けた研修会等への積極的な参加促進

一般社団法人日本乳業協会等が主催する企業代表者及び製造・品質管理責任者を対象にした「HACCP 実務者講習会」、「HACCP 手引書講習会」「牛乳衛生講習会」及び「官能評価員育成研修会」、さらには令和4年度より小規模事業所の製造管理者を対象とする「製造管理責任者講習会」などが開催されることから、会員の積極的な参加を働きかけ、衛生管理・安全管理の徹底を図る。

3. 原乳の円滑な需給調整への対応

夏場の原乳逼迫等、原乳に関する諸問題に対応するため、原乳の需給変動に関する情報の迅速化を図るとともに、需給調整に関する関係官庁への要請等に努める。

4. 飲用乳の品質・表示に対する公正規約の遵守

消費者の正しい商品選択と公正な市場競争に資するため、「飲用乳の表示に関する公正競争規約」等を遵守する。そのため、全国飲用牛乳公正取引協議会が開催する近畿ブロック会議及び検査技術研修会への会員の積極的な参加を図る。

また、当協議会が実施する定期的な成分検査について適切な対応に努める。

5. 乳質管理委員会の開催

良質かつ安全安心な生乳を安定的に確保するため、乳質管理委員会を年4回開催し、生乳等の検査方法の検討協議、病理情報の収集やその対策、酪農指導方法等の検討・協議を進める。

6. 衛生研修会等の実施

食品衛生知識や衛生管理技術の向上を通じて、より安全安心な牛乳の供給を確保することを目的として専門家等に講師を依頼して衛生研修会を開催する。また、この研修会が府民においても乳・乳製品を理解する上で有益な情報源となるため、府民への一般参加を呼びかけるとともに、その内容をホームページで公開する。

7. 学校給食用牛乳事業の円滑な推進

本事業は安全安心で高品質の国内産牛乳を児童・生徒に継続供給することによりその体位・体力の向上と酪農の健全な発展を図ることを目的とする国の事業である。当協会は国庫補助事業の事業実施主体として、「安全安心な学乳の安定供給」、「新規学乳事業を始めとする学乳事業の円滑な執行」等を目指し、次に掲げる事業を実施する。

1) 大阪府学校給食用牛乳推進協議会の開催

地域の特性を踏まえた学乳の安定的かつ効率的な供給や児童生徒に対する安全・安心な牛乳の提供を図るための諸課題について、関係機関との間で共通認識の醸成と協議を行い、学校給食用牛乳制度の維持・拡大等につなげる。

① 協議会の構成員

大阪府環境農林水産部流通対策室長、大阪府教育庁教育振興室保健体育課長、大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課長、公益財団法人大阪府学校給食会常務理事、大阪畜産農業協同組合担当理事、大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当課長、一般社団法人大阪府牛乳協会会長など

② 事務局

大阪府環境農林水産部流通対策室

③ 庶務

一般社団法人大阪府牛乳協会

2) 学校給食用牛乳供給事業の円滑な実施運営

学校給食用牛乳供給事業の円滑な推進を図るため、学校給食用牛乳供給事業に従事する企業代表者による代表者会議を開催し、国及び大阪府からの伝達事項や大阪府学校給食用牛乳推進協議会における協議事項の進捗状況等についての確かな伝達を行うとともに、学校給食用牛乳供給事業の諸課題について協議を進める。併せて、各企業の学乳事務担当者についても学校給食用牛乳供給事業事務の円滑な執行を図るため学乳担当者会議を開催する。

3) 学校給食用牛乳供給事業事務の充実

学乳事務のコンピューターによるネットワークの効率化とバックアップ機能の充実を引き続き図るとともに、学乳に携わる関係機関及び担当職員間との連携に努める。

Ⅲ. 諸会議の開催等

1. 総会及び理事会

一般社団法人大阪府牛乳協会定款に基づいて定時総会及び理事会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。

2. 運営委員会の開催

財務委員会、牛乳流通委員会、乳質管理委員会、学乳委員会を必要に応じて適宜開催する。

3. 新年互礼会の開催

今年度の新年互礼会は、令和5年1月18日（水）を開催予定日とする。

4. 中央団体等の総会等への出席

一般社団法人日本乳業協会及び一般社団法人Jミルクの総会等並びに全国飲用牛乳公正取引協議会定時委員会等への出席に努める。

5. 近畿ブロック乳業協議会の開催

乳業界が抱える「原乳価格やその確保問題」、「消費拡大に関する対応」、「衛生管理・安全管理問題」及び「学乳が抱える直近の課題」等について協議を行うため、近畿ブロック乳業協議会（平成16年3月設立）を開催する。